

「都市計画法による開発許可の手引」 技術基準編第4章第1節第4項 道路の構造 新旧対照

(傍線部分は改定部分)

改定後	現 行																																																																																																
<p>4 道路の構造（省令第24条第1号）</p> <p>【条例】 (道路の構造) 第28条 政令第29条の2第1項第12号の基準に基づく道路の構造は、次のとおりとしなければならない。ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。 (1) 車道は、セメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートによる舗装とすること。 (2) 歩道は、アスファルト・コンクリートによる透水性舗装とすること。</p> <p>(1) 条例第28条ただし書の基準 (略)</p> <p>(2) 車道の舗装構造 車道の舗装構造は、表-8を標準とする。 なお、道路の縦断勾配が9パーセントを超えるものは、原則としてセメント・コンクリート舗装又は滑止め効果を有するアスファルト・コンクリート舗装とする。</p> <p>表-8 アスファルト・コンクリート舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度 (13mm、20mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>20cm</td></tr> </table> <p>表-9 セメント・コンクリート舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm²)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>20cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>25cm</td></tr> </table> <p>表-10 アスファルト・コンクリート舗装 (大型車交通のない袋路状道路)</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度 (13mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>10cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>15cm</td></tr> </table> <p>表-11 滑り止め効果のある舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>20cm</td></tr> </table> <p>表-12 滑り止め効果のある舗装 (大型車交通のない袋路状道路)</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>10cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>15cm</td></tr> </table>	表層	密粒度 (13mm、20mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm	表層	真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm ²)	15cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	20cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	25cm	表層	密粒度 (13mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm	表層	密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm	表層	密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm	<p>4 道路の構造（省令第24条第1号）</p> <p>【条例】 (道路の構造) 第28条 政令第29条の2第1項第12号の基準に基づく道路の構造は、次のとおりとしなければならない。ただし、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。 (1) 車道は、セメント・コンクリート又はアスファルト・コンクリートによる舗装とすること。 (2) 歩道は、アスファルト・コンクリートによる透水性舗装とすること。</p> <p>(1) 条例第28条ただし書の基準 (略)</p> <p>(2) 車道の舗装構造 車道の舗装構造は、表-8を標準とする。 なお、道路の縦断勾配が9パーセントを超えるものは、原則としてセメント・コンクリート舗装又は滑止め効果を有するアスファルト・コンクリート舗装とする。</p> <p>表-8 アスファルト・コンクリート舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度 (13mm、20mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>20cm</td></tr> </table> <p>表-9 セメント・コンクリート舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm²)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>20cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>25cm</td></tr> </table> <p>表-10 アスファルト・コンクリート舗装 (大型車交通のない袋路状道路)</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>密粒度 (13mm)</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>10cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>15cm</td></tr> </table> <p>表-11 滑り止め効果のある舗装</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>開粒度・改質アスコンⅡ型</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>基層</td><td>粗粒度アスコン</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>15cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>20cm</td></tr> </table> <p>表-12 滑り止め効果のある舗装 (大型車交通のない袋路状道路)</p> <table border="1"> <tr><td>表層</td><td>開粒度・改質アスコンⅡ型</td><td>5cm</td></tr> <tr><td>基層</td><td>粗粒度アスコン</td><td>5m</td></tr> <tr><td>上層路盤</td><td>粒度調整碎石 (M-40)</td><td>10cm</td></tr> <tr><td>下層路盤</td><td>クラッシュラン (C-40)</td><td>15cm</td></tr> </table>	表層	密粒度 (13mm、20mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm	表層	真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm ²)	15cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	20cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	25cm	表層	密粒度 (13mm)	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm	表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	5cm	基層	粗粒度アスコン	5cm	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm	表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	5cm	基層	粗粒度アスコン	5m	上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm	下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm
表層	密粒度 (13mm、20mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm																																																																																															
表層	真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm ²)	15cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	20cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	25cm																																																																																															
表層	密粒度 (13mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm																																																																																															
表層	密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm																																																																																															
表層	密粒度ギャップアスファルト・コンクリート (13mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm																																																																																															
表層	密粒度 (13mm、20mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm																																																																																															
表層	真空処理円形リングすべり止めコンクリート版 (曲げ強度 4.5N/mm ²)	15cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	20cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	25cm																																																																																															
表層	密粒度 (13mm)	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm																																																																																															
表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	5cm																																																																																															
基層	粗粒度アスコン	5cm																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	15cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	20cm																																																																																															
表層	開粒度・改質アスコンⅡ型	5cm																																																																																															
基層	粗粒度アスコン	5m																																																																																															
上層路盤	粒度調整碎石 (M-40)	10cm																																																																																															
下層路盤	クラッシュラン (C-40)	15cm																																																																																															

【解説】

車道舗装の構造は、車線一日当り一方向の大型車の交通量や路床強度に基づき決定することを原則としますが、住宅建設を目的とした開発行為により築造される道路は、大型車両の通行が 100 台未満のものがほとんどあることから、路床の設計 CBR3 を前提とした舗装構造を標準とします。ただし、特定工作物等の建設を目的とした開発は、「舗装の構造に関する技術基準」等に基づいて舗装構造を決定することとします。

- (3) 歩道の舗装構造
(略)
- (4) 歩道の構造形式
(略)
- (5) 横断勾配
(略)
- (6) 曲線半径
(略)

附 則

(施行期日)

- 1 第1節第4項第2号の基準は、平成26年7月1日から適用する。

【解説】

車道舗装の構造は、車線一日当り一方向の大型車の交通量や路床強度に基づき決定することを原則としますが、住宅建設を目的とした開発行為により築造される道路は、大型車両の通行が 100 台未満のものがほとんどあることから、路床の設計 CBR3 を前提とした舗装構造を標準とします。ただし、特定工作物等の建設を目的とした開発は、「舗装の構造に関する技術基準」等に基づいて舗装構造を決定することとします。

- (3) 歩道の舗装構造
(略)
- (4) 歩道の構造形式
(略)
- (5) 横断勾配
(略)
- (6) 曲線半径
(略)